

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第7号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「本人（視聴者）が平成2年12月に締結したとされる放送受信契約書原本の提示とそのコピー 文書不存在の場合は、文書（放送受信契約書）が毀棄された時期及び理由」との開示の求めがあった。

NHKは、放送受信契約書は契約を締結して以降保存していたが、保存年限（平成2年当時は5年間）を経過したため廃棄したので、開示することができないとした。

これに対し視聴者より、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成25年2月14日（第165回審議委員会）個人情報第7号諮問、審議、答申